

平成 29 年 9 月 26 日

奥州市長 小 沢 昌 記 様

奥州市水道事業運営審議会

会長 菅 原 今 朝 男



水道料金の改定について（答申）

本審議会は、平成 29 年 8 月 18 日付け奥道経第 341 号にて諮問のあった「水道料金の改定について」について、財政収支の見通し等を踏まえ審議した結果、次のとおり答申します。

記

- 1 水道料金については、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間は現行料金のままとし、料金改定を見送ることが妥当である。
- 2 付帯意見
 - (1) 水道は市民の日常生活に不可欠で重要なライフラインである。
本市の水道事業は、市民に安心安全な水を安定的に供給するため、老朽化した施設の更新や機能の向上、さらに施設の耐震化などの事業に計画的に取り組まれない。
 - (2) 人口の減少や高齢化、節水機器の普及などにより、料金収入の減少が見込まれることから、事業の運営に当たっては、引き続き経費節減を図るとともに、効率的な事業運営を図り、健全経営が維持できるよう努められたい。
 - (3) 簡易水道事業の水道事業への統合に当たっては、水道事業利用者に負担をかけることのないよう一般会計からの繰入も含め、十分に検討のうえ実施されたい。
 - (4) 今後の料金改定に当たっても、経営計画を策定するとともにその必要性について十分に確認を行うよう努められたい。
 - (5) 水道事業の現状や将来的な課題について、市民と情報共有を図りながら事業の推進に努められたい。